

転入に伴う主な手続き

町民課	国民年金加入者及び第1号届出者	加入状況の確認をします。
	国民年金受給者	住所変更の手続きをしてください。
	失業保険受給者及び受給予定者	失業保険認定の説明をします。
	保育園入所希望者	前年度の課税証明書・前年分源泉徴収票または確定申告書の写し（世帯全員分）を持参され手続きをしてください。
保健福祉課	児童手当	印鑑・健康保険証・通帳・課税証明書*（両親分、コピー不可）を持参され手続きをしてください。 ※お子さんと別居の場合・・・お子さんの世帯全員の住民票が必要。
	（特別）児童扶養手当	県外等転入届又は住所変更届をしてください。
	子ども医療受給者証	所得課税証明書*（両親分、コピー可）・健康保険証・印鑑・通帳を持参され手続きをしてください。
	障害者手帳	住所変更手続きをしてください。
	重度心身障害者医療費助成金	各種障害者手帳・印鑑・通帳を持参され手続きをしてください。
	介護保険	介護保険被保険者証の交付を受けてください。 介護保険受給資格証明書・健康保険証を持参され、要介護（支援）認定申請をしてください。
	後期高齢者医療被保険者証	県外からの場合⇒新たに加入手続きをしてください。 県内からの場合⇒住所変更手続きをしてください。
	国民健康保険被保険者証	加入手続きをしてください。
教育委員会	公立小中学校	学校説明等を行います。
税務課	オートバイ（50cc～125cc）を持っている	廃車証明書・印鑑を持参され、ナンバープレートの変更手続きをしてください。
	軽自動車	住所変更手続きをしてください。
水道環境課	水道及び下水道	未届であっても出る場合もありますが、必ず使用開始の手続きをしてください。